

日本税理士会連合会
中 央 経 済 社 編

国 税 通 則 法 規 集 国 税 徴 収

〈昭和56年4月1日現在〉

- ① 国 税 通 則 法
- ② 国 税 通 則 法 施 行 令
- ③ 国 税 通 則 法 施 行 規 則
- ④ 国 税 徴 収 法
- ⑤ 国 税 徴 収 法 施 行 令
- ⑥ 国 税 徴 収 法 施 行 規 則
- ⑦ 滞 納 処 分 と 強 制 執 行 等 と の
手 続 の 調 整 に 関 す る 法 律
- ⑧ 滞 納 処 分 と 強 制 執 行 等 と の
手 続 の 調 整 に 関 す る 政 令
- ⑨ 滞 納 処 分 と 強 制 執 行 等 と の
手 続 の 調 整 に 関 す る 規 則
- ⑩ 行 政 不 服 審 査 法
- [追録] 国 税 通 則 法 の 一 部 改 正
(脱 税 罰 則 整 備 法 他 に
よ る 改 正)

中央経済社

国 税 通 則
国 税 徴 収 法 規 集

【昭和56年4月1日現在】

- ① 国 税 通 則 法
- ② 国 税 通 則 法 施 行 令
- ③ 国 税 通 則 法 施 行 規 則
- ④ 国 税 徴 収 法
- ⑤ 国 税 徴 収 法 施 行 令
- ⑥ 国 税 徴 収 法 施 行 規 則
- ⑦ 滞納処分と強制執行等との手続
の調整に関する法律
- ⑧ 滞納処分と強制執行等との手続
の調整に関する政令
- ⑨ 滞納処分と強制執行等との手続
の調整に関する規則
- ⑩ 行 政 不 服 審 査 法

〔追録〕国税通則法の一部改正

(脱税罰則整備法他による改正)

中 央 経 済 社

国税通則
国税徴収
法規集

昭和五十六年四月一日現在

昭和五十六年七月四日印刷
昭和五十六年七月十日発行

編集
日本税理士会連合会
中央経済社

発行者
渡辺正一

印刷所
(株) 文唱堂

*
発行所
株式会社
中央経済社

東京都千代田区神田神保町一ノ三ノ二
電話 編集部(293) 三三七
営業部(293) 三三一(代)
振替口座 東京〇一八四三二

落丁本・乱丁本はお取替致します

4621
ISBN4-481-80066-8 C2034

◇ 正確で見やすい税法規通達集 ◇

所 得 税 法 規 集 昭和56年 6 月 1 日現在

所 得 税 取 扱 通 達 集 昭和56年 5 月 1 日現在

法 人 税 法 規 集 昭和56年 6 月 1 日現在

法 人 税 取 扱 通 達 集 昭和56年 4 月 1 日現在

国税通則 昭和56年 4 月 1 日現在
国税徴収 法 規 集

相 続 税 法 規 通 達 集 昭和56年 6 月 1 日現在

物品税 昭和56年 6 月 1 日現在
酒 税 法 規 通 達 集

地 方 税 法 規 集 昭和56年 6 月 1 日現在

◇ 中 央 経 済 社 ◇

国 税 通 則 法 規 集 国 税 徵 收

国税通則法	一
国税通則法施行令	四
国税通則法施行規則	六
国税徵收法	九
国税徵收法施行令	三二
国税徵收法施行規則	三六
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	四
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令	五
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則	五
行政不服審査法	七五
(追録) 国税通則法の一部改正(脱税罰則整備法他による改正)	一八六

国税通則法

(昭和三十七年四月二日法律第六八号)
(最終改正昭和五十六年法律第八号)

目次

第一章 総則	二
第一節 通則(第一条—第四条)	二
第二節 国税の納付義務の承継等(第五条—第九条)	三
第三節 期間及び期限(第十条—第十一条)	三
第四節 送達(第十二条—第十四条)	四
第二章 国税の納付義務の確定	六
第一節 通則(第十五条—第十六条)	六
第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手續	七
第一款 納税申告(第十七条—第二十二条)	七
第二款 更正の請求(第二十三条)	九
第三款 更正又は決定(第二十四条—第三十条)	一〇
第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手續(第三十一条—第三十三条)	一
第三章 国税の納付及び徴収	三
第一節 国税の納付(第三十四条—第三十五条)	三
第二節 国税の徴収	四
第一款 納税の請求(第三十六条—第三十九条)	四
第二款 滞納処分(第四十条)	六
第三節 雑則(第四十一条—第四十五条)	六
第四章 納税の猶予及び担保	七
第一節 納税の猶予(第四十六条—第四十九条)	七
第二節 担保(第五十条—第五十五条)	九
第五章 国税の還付及び還付加算金	一〇
(第五十六条—第五十九条)	一〇
第六章 附帯税	一三
第一節 延滞税及び利子税(第六十条—第六十四条)	一四

第二節 加算税(第六十五条—第六十九条)	一七
第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限	一九
第一節 国税の更正、決定等の期間制限(第七十条—第七十一条)	一九
第二節 国税の徴収権の消滅時効(第七十二条—第七十三条)	二〇
第三節 還付金等の消滅時効(第七十四条)	二〇
第八章 不服審査及び訴訟	二二
第一節 不服審査	二二
第一款 総則(第七十五条—第八十条)	二二
第二款 異議申立て(第八十一条—第八十六条)	二三
第三款 審査請求(第八十七条—第九十三条)	二三
第四款 雑則(第九十四条—第九十六条)	二六
第二節 訴訟(第九十七条—第一百二十五条)	四一
第九章 雑則(第一百二十七条)	四二
第十章 罰則(第一百二十六条—第一百二十七条)	四四
附則	四四

第一章 総則

第一節 通則

第一条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国税 国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。

二 源泉徴収等による国税 源泉徴収に係る所得税、有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）に規定する証券会社が同法の規定により徴収して納付すべき有価証券取引税及び通行税（これらの税に係る附帯税を除く。）をいう。

三 消費税 酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税、物品税、トランプ類税及び入場税をいう。

四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

五 納税者 国税に関する法律の規定により国税（源泉徴収等による国税を除く。）を納める義務がある者（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）に規定する第二次納税義務者及び国税の保証人を除く。）及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。

六 納税申告書 申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他の

当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金（以下「還付金」という。）の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。

イ 課税標準（国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。以下同じ。）

ロ 課税標準から控除する金額

ハ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する純損失の金額若しくは雑損失の金額又は欠損金額でその年又はその事業年度以前において生じたもののうち、これらの法律の規定により翌年以後の年分若しくは翌事業年度以後の事業年度分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分若しくは前事業年度以前の事業年度分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの（以下「純損失等の金額」という。）

ニ 納付すべき税額

ホ 還付金の額に相当する税額

ヘ ニの税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額

七 法定申告期限 国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。

八 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に掲げる期限又は日）をいう。この場合において、第三十八

条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得税法、法人税法若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納（以下「延納」という。）、第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、

人格のない社団等に対するこの法律の適用
他の国税に關する法律との關係
相続による納付義務の承継

当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ 第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき国税 その国税の額をその国税に係る期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に關する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ 国税に關する法律の規定により国税を納付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた国税（ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。） 当該期限

ハ 国税に關する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税 当該事実が生じた日

ニ 附帯税 その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合に、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限又は日）

九 課税期間 国税に關する法律の規定により国税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。

十 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行 担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

第三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

第四条 この法律に規定する事項で他の国税に關する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる。

第二節 国税の納付義務の承継等

第五条 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）があつた場合には、相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条（相続財産法人）の

法人の合併による納付義務の承継
人格のない社団等に關する法律との關係
相続による納付義務の承継

法人は、その被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税（その滞納処分費を含む。第二章（附帯税）及び第七章第一節（国税の更正、決定等の期間制限）を除き、以下同じ。）を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

2 前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）の規定によるその相続分によりあな分して計算した額とする。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算した国税の額をこえる者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が前二項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。

第六条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人（以下「被合併法人」という。）に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

第七条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその法人の人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税（その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税）を納める義務を承継する。

納税の連
帯の民法
の準用

共有物等
に係る納
税の連帯
義務

期間の特
算及び期
限の特例

災害等に
よる期限
の延長

三

二

第八条 国税に関する法律の規定により国税を連帯して納付する義務については、民法第四百三十二条から第四百三十四条まで、第四百三十七条及び第四百三十九条から第四百四十四条まで（連帯債務の効力等）の規定を準用する。

第九条 共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る国税は、その納税者が連帯して納付する義務を負う。

第三節 期間及び期限

第十条 国税に関する法律において日、月又は年をもつて定める期間の計算は、次に定めるところによる。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、曆に従う。

三 前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月にその応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限（時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。）が日曜日、国民の祝日その他一般の休日に当たるときは、その休日の翌日をもつてその期限とみなす。

第十一条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づき申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当

書類の送達

規 ①

規 ①

規 ②

該期限を延長することができる。

第四節 送達

第十二条 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）に送達する。ただし、その送達を受けるべき者が納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

2 通常の取扱いによる郵便によつて前項に規定する書類を発送した場合においては、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

3 税務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合においては、その書類の名称、その送達を受けるべき者（第一項ただし書の場合にあつては、納税管理人。以下この節において同じ。）の氏名（法人については、名称。以下第十四条第二項（公示送達）において同じ。）、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならない。

4 交付送達は、当該行政機関の職員が、第一項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行なう。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会合しない場合、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理

由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

- 第十三条** 相続があつた場合において、相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長（国税審判官を含む。）が発する書類（滞納処分（その例による処分を含む。）に関するものを除く。）で被相続人の国税に関する者を受領する代表者をその相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る相続人は、その旨を当該税務署長その他の行政機関の長（国税審判官が発する書類については、国税不服審判所長）に届け出なければならぬ。
- 2 前項前段の場合において、相続人のうちにその氏名が明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、同項後段の税務署長その他の行政機関の長は、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした税務署長その他の行政機関の長は、その旨をその指定に係る相続人に通知しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした国税に関する法律に基づく処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合には、当該国税につきすべての相続人に対してされたものとみなす。
- 第十四条** 第十二条（書類の送達）の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

- 2 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう。
- 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第二章 国税の納付義務の確定

第一節 通則

納税義務の成立及びその納税すべき額の確定

令五

第十五条 国税を納付する義務（源泉徴収等による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。）が成立する場合に於ては、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手續により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税（第一号から第十四号までにおいて、附帯税を除く。）については、当該各号に掲げる時（当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時）に成立する。

- 一 所得税（次号に掲げるものを除く。） 暦年の終了の時
- 二 源泉徴収による所得税 利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時
- 三 法人税 事業年度の終了の時
- 四 相続税 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）による財産の取得の時
- 五 贈与税 贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）による財産の取得の時
- 六 消費税 課税物件の製造場（石油ガス税については石油ガスの充てん場とし、石油税については原油の採取場とする。）からの移出又は保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）からの引取りの時（販売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする。）

七 航空機燃料税 航空機燃料の航空機への積込みの時
八 電源開発促進税 販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時

九 有価証券取引税 有価証券の譲渡の時

十 通行税 運賃又は料金の領収の時

十一 取引税 商品取引所における売買取引の時

十二 自動車重量税 自動車検査証の交付若しくは返付の時又は届出軽自動車についての車両番号の指定の時

十三 印紙税 課税文書の作成の時

十四 登録免許税 登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の時

十五 過少申告加算税、無申告加算税又は第六十八条第一項若しくは第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定による重加算税 法定申告期限の経過の時

十六 不納付加算税又は第六十八条第三項の規定による重加算税 法定納期限の経過の時

3 納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税は、次に掲げる国税とする。

一 所得税法第二編第五章第一節（予定納税）（同法第六十六、六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税（以下「予定納税に係る所得税」という。）

二 源泉徴収等による国税

三 有価証券取引税法第十二条第一項（納付）の規定により納付すべき有価証券取引税

四 自動車重量税

五 印紙税（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十一條から第十三条まで（申告納税方式による印紙税）の規定の適用を受ける印紙税及び過怠税を除く。）

六 登録免許税

七 日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第三十一条ノ

二（発行税）の規定による発行税（以下「日本銀行券発行税」という。）

八 延滞税及び利子税

第十六条 国税についての納付すべき税額の確定の手續については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

一 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつた場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

二 賦課課税方式 納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

2 国税（前条第三項各号に掲げるものを除く。）についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

一 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式

二 前号に掲げる国税以外の国税 賦課課税方式

第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手續

第一款 納税申告

第十七条 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。

第十八条 期限内申告書を提出すべきであつた者（所得税法

第百二十三条第一項（確定損失申告、第百二十五条第三項（年中で死亡した場合の確定損失申告）又は第百二十七条第三項（年中で出国をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。）は、その提出期限後においても、第二十五

5条（決定）の規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。

3 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類を添附しなければならない。

第十九条 納税申告書を提出した者（その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。）以下第二十三条第一項及び第二項（更正の請求）において同じ。は、次の各号の一に該当する場合には、その申告について第二十四条（更正）の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等（第二条第六号イからハまで（定義）に掲げる事項をいう。以下同じ。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を修正する納税

申告書を税務署長に提出することができる。

一 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。

二 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。

三 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額

が過大であるとき。

四 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

2 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定を受けた者（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。第二十三条第二項において同じ。）は、次の各号の一に該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

一 その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。

二 その更正に係る更正通知書に記載された純損失等の金額が過大であるとき。

三 その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

四 納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

3 前二項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書という。

4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添附すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添附しなければならない。

一 その申告前の課税標準等及び税額等

二 その申告後の課税標準等及び税額等

三 その申告に係る次に掲げる金額

修正申告の効力
納税申告書の提出
先等

イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ 所得税法第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用））において準用する場合を含む。）又は法人税法第八十一条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用））において準用する場合を含む。）の規定により還付する金額（以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。）に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額

四 前三号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

第二十條 修正申告書で既に確定した納付すべき税額を増加させるもの提出は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

第二十一條 納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長に提出しなければならない。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税又は電源開発促進税に係る納税申告書については、当該申告書に係る課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合において、納税者が当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在の納税地を所轄する税務署長以外のものに對し当該申告書を提出したときは、その提出を受けた税務署長は、当該申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出された

ものとみなす。

3 前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出をした者に通知しなければならない。

4 保税地域からの引取りに係る消費税で申告納税方式によるもの（以下「輸入品に係る申告消費税」という。）についての納税申告書は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税の納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第十七条から第十九条まで（納税申告）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

第二十二條 納税申告書 当該申告書に添附すべき書類その他当該申告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

第二款 更正の請求

第二十三條 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から一年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができ。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合

合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

2 納税申告書を提出した者又は第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号の一に該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができ。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して二月以内

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき。当該更正又は決定があつた日の翌

令 六①

令 六②

日から起算して二月以内

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき 当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

5 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納付すべき国税（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

6 輸入品に係る申告消費税についての更正の請求は、第一項の規定にかかわらず、税関長に対し、するものとする。この場合においては、前三項の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

7 前二条の規定は、更正の請求について準用する。

第三款 更正又は決定

第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

第二十五条 税務署長は、納税申告書を提出する義務がある

再更正

国税庁又は
国税局の
職員が
調査し、
更正を
決定し、
又は
決定の
手続を
決定する

と認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

第二十六条 税務署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

第二十七条 前三条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査したところに基づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。

第二十八条 第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）の規定による更正又は決定（以下「更正又は決定」という。）は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2 更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その更正が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

- 一 その更正前の課税標準等及び税額等
- 二 その更正後の課税標準等及び税額等
- 三 その更正に係る次に掲げる金額

イ その更正前の納付すべき税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額

ロ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ハ 純損失の繰戻し等による還付金額に係る第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応す

る部分の金額

ニ その更正前の納付すべき税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額

ホ その更正前の還付金の額に相当する部分の税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額
3 決定通知書には、その決定に係る課税標準等及び税額等を記載しなければならない。この場合において、その決定が前条の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

更正等の効力

第二十九条 第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正（以下「更正」という。）で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

2 既に確定した納付すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

3 更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

更正又は決定の所轄庁

第三十条 更正又は決定は、これらの処分をする際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税又は電源開発促進税については、これらの国税の課税期間が開始した時（課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時）以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの（以下この項において「旧納税地」という。）を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない

事情があるときは、その旧納税地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかわらず、これらの国税について更正又は決定をすることができる。

3 前二項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税につき既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしていたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。

4 輸入品に係る申告消費税についての更正又は決定は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税の納税地を所轄する税関長が行なう。この場合においては、第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）又は第二十八条（更正又は決定の手続）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

第三節 賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続

課税標準申告書

第三十一条 賦課課税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その国税の課税標準を記載した申告書をその提出期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 第二十一条第一項（納税申告書の提出先）及び第二十二條（郵送に係る納税申告書の提出時期）の規定は、前項の申告書（以下「課税標準申告書」という。）について準用する。

第三十二条 税務署長は、賦課課税方式による国税については、その調査により、課税標準申告書を提出すべき期限（課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時）後に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。
一 課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申

賦課決定

告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。納付すべき税額

二 課税標準申告書を提出すべきものとされている国税につき当該申告書の提出がないとき、又は当該申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと異なるとき。課税標準及び納付すべき税額

三 課税標準申告書の提出を要しないとき。課税標準（第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税及び過怠税については、その計算の基礎となる税額。以下この条において同じ。）及び納付すべき税額

2 税務署長は、前項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした課税標準（前項第一号に掲げる場合にあつては、同号の課税標準申告書に記載された課税標準）又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

3 第一項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書（第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）を送達して行なう。

4 第二項の規定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を送達して行なう。

一 その決定前の課税標準及び納付すべき税額
二 その決定後の課税標準及び納付すべき税額
三 その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額

5 第二十七条（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定、第二十八条第三項後段（決定通知書の附記事項）及び第二十九条（更正等の効力）の規定は、第一項又は第

賦課決定
の所轄庁

二項の規定による決定（以下「賦課決定」という。）について準用する。

第三十三条 賦課決定は、その賦課決定の際におけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税又は電源開発促進税に係る第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する更正若しくは決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき国税に係る当該加算税についての賦課決定をすることができる。

一 第三十条第二項（更正又は決定の所轄庁の特例）の更正又は決定があつたとき。当該更正又は決定をした税務署長

二 更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定で前号に規定するものの以外のもの又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出（第二十一条第一項（納税申告書の提出の特例）の規定に該当する場合にあつては、同条第三項の規定による当該申告書の送付）があつた後に当該国税の納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの（以下この号において「旧納税地」という。）を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。旧納税地を所轄する税務署長保稅地域からの引取りに係る消費税で賦課課税方式によるものその他税関長が徴収すべき消費税についての賦課決定は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税の納税地を所轄する税関長が行なう。この場合においては、前二条の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあ